

福祉保健委員会  
平成25年3月14日

墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧  
対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第16条第1項の規定に基づく墨田区障害者審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数等について定めるものとする。</p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第16条第1項の規定に基づく墨田区障害者審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数等について定める。</p>

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。